

様式第二号の九(第八条の四の六関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 5年 6月20日

中南地域県民局長 殿

提出者

住 所 仙台市青葉区一番町1丁目8-1  
氏 名 株式会社 ピーエス三菱 東北支店  
支店長 清水 俊一  
電話番号 022-223-8121

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和4年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	株式会社 ピーエス三菱 東北支店
事業場の所在地	仙台市青葉区一番町1丁目8-1 HF仙台一番町ビル4F
事業の種類	大分類:D-建設業 中分類:06-総合工事業
産業廃棄物処理計画における 計画期間	2022年4月1日～2023年3月31日

産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	1,009 t	全処理委託量	1,009 t
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への 処理委託量	1,009 t
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	再生利用業者への 処理委託量	t
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への 処理委託量	t
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
※事務処理欄			

(日本工業規格



## (第2回)

計画の実施状況		(産業廃棄物の種類: 詳細別紙参照)
不要物等発生量	有償物量	
	① 排出量	自ら直接再生利用した量 ② 0
		自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量 ③ 0
項目	実績値	自ら中間処理した後の残さ量 ④ 0
① 排出量	6,235t	自ら中間処理した後 ⑥ 一
②+⑧ 自ら再生利用を行った量	0	自ら中間処理により減量した量 ⑦ 一
⑤ 自ら熱回収を行った量	0	
⑦ 自ら中間処理により減量した量	0	
③+⑨ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0	直接及び自ら中間処理した後の 中間処理した後の ⑩ 6,235t
⑪ 全処理委託量	6,235t	自ら熱回収認定業者への処理 ⑫ 優良認定処理業者への処理 委託量 ⑬ 热回収認定業者への処理 委託量 ⑭ 热回収を行う業者への処理 委託量 ⑮ 0t
⑪ 優良認定処理業者への 委託量	0t	自ら中間処理した後 ⑩ 0t
⑫ 再生利用業者への処理 委託量	0t	自ら直接再生利用した量 ⑧ 一
⑬ 热回収認定業者への処理 委託量	0	自ら直接埋立処分又は 海洋投入処分した量 ③ 0
⑭ 热回収を行う業者への処理 委託量	0	自ら中間処理した後 ⑩ 0t
⑮ 0t		自ら直接埋立処分又は 海洋投入処分した量 ③ 0
		自ら中間処理した後 ⑩ 0t
		自ら直接再生利用した量 ⑧ 一

## 備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

## 青森県(中南地域県民局 御中)

				2023年度の実績					⑧委託処分量	
				①産業廃棄物 発生量	②自己直接受 け利用量	③自己直接立 て処分又は海 洋投入量	④自己中間 処理量	⑤自己中間 処理残さ量	⑥自己後再生 利用量	
がれき類	コンクリートがら アスコンがら	2,582 3,517								2,582 3,517
	その他がれき類									
ガラス・陶磁器くず	ガラス・陶磁器くず	6,099 1	0	0	0	0	0	0	6,099	0 0
	小 計									
ゴムくず	ゴムくず		24							7 17
	小 計	24	0	0	0	0	0	0	7	0 17
金属くず	金属くず	3		0	0	0	0	0	0	0 0
	小 計	3	0	0	0	0	0	0	0	0 0
汚泥	建設汚泥	60		0	0	0	0	0	0	6 54
	小 計	60	0	0	0	0	0	0	0	0 0
紙くず	段ボール	2								2 54
	小 計	2								
木くず	建設木くず 木くず(伐木除根材等)	39		0	0	0	0	0	2	0 0
	小 計	39	0	0	0	0	0	0	2	
繊維くず	繊維くず									36 36
	小 計	0	0	0	0	0	0	0	2	
廃石膏ボード	廃石膏ボード									0 0
	小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	
水銀使用製品 産業廃棄物										0 0
電線くず										0 0
蛍光管										0 0
建設混合廃棄物	安定型 管理型	5 2								3 2
	小 計	7	0	0	0	0	0	0	0	3 4
	計	6,235	0	0	0	0	0	0	6,150	57 28